都道府県医師会 感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長 笹本 洋 一

ダニ媒介感染症に係る注意喚起について

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部(局)宛標記事務連絡がなされ、本会に対しても 周知方依頼がありました。

本事務連絡は、北海道札幌市において国内 6 例目となるダニ媒介脳炎の患者の発生が確認され、 別添のとおり札幌市がプレスリリースを行った旨、情報提供するものです。

ダニ媒介脳炎を含むダニ媒介感染症に関しては、ダニに刺されない予防措置を講じるとともに、 もし発症した場合には、早期に医療機関を受診し、適切な治療を受けることが重要とされています。 また、感染症法の規定に基づく届出対象のダニ媒介感染症の患者を診断した場合には、保健所へ の届出が必要となっています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

(厚生労働省ホームページ)

ダニ媒介脳炎について:

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000133077.html

ダニ媒介感染症:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164495.html

感染症法に基づく医師及び獣医師の届出について:

・クリミア・コンゴ出血熱

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-01-02.html

• 回帰熱

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-04-08.html

- ・重症熱性血小板減少症候群 (病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。) https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-04-43.html
- ・ダニ媒介脳炎

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-04-16.html

・ つつが 虫病

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-04-18.html

• 日本紅斑熱

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-04-23.html

・ライム病

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01-04-35.html

(参考)

- ・ダニ媒介感染症の予防啓発及び対策の推進について (令和5年5月22日付日医発第387号(健Ⅱ))
- ・ダニ媒介感染症に係る注意喚起について(平成30年6月5日付(健Ⅱ58F))

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

ダニ媒介感染症に係る注意喚起について

ダニ媒介脳炎については、平成30年6月1日付け事務連絡にて、北海道旭川市において国内5例目となる患者の発生が確認されたことについて、情報提供を行ったところですが、今般、北海道札幌市において国内6例目となる患者の発生が確認され、別添のとおり札幌市がプレスリリースを行いましたので、情報提供します。

ダニ媒介脳炎を含むダニ媒介感染症に関しては、ダニに刺されない予防措置を講じるとともに、もし発症した場合には、早期に医療機関を受診し、適切な治療を受けることが重要であることを、従前より周知してきたところです。

今回の北海道札幌市での事例を踏まえ、厚生労働省としても、ダニ媒介感染症について改めて注意喚起を行うこととします。

また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)の規定に基づく届出対象のダニ媒介感染症の患者を診断した場合には、保健所への届出をよろしくお願いいたします。

貴会会員への周知につきまして御配慮の程お願いします。

別添:令和6年6月26日付け札幌市プレスリリース

参考:

「ダニ媒介脳炎について」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000133077.html

「ダニ媒介感染症」(啓発ポスター、リーフレット)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164495.html

事 務 連 絡 令和6年6月26日

 都道府県

 各保健所設置市

 特別区

衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

ダニ媒介感染症に係る注意喚起について

ダニ媒介脳炎については、平成30年6月1日付け事務連絡にて、北海道旭川市において国内5例目となる患者の発生が確認されたことについて、情報提供を行ったところですが、今般、北海道札幌市において国内6例目となる患者の発生が確認され、別添のとおり札幌市がプレスリリースを行いましたので、情報提供します。

ダニ媒介脳炎を含むダニ媒介感染症に関しては、ダニに刺されない予防措置を講じるとともに、もし発症した場合には、早期に医療機関を受診し、適切な治療を受けることが重要であることを、従前より周知してきたところです。

各自治体におかれましては、ダニ媒介感染症の予防啓発資材を活用し、改めて注 意喚起をお願いします。

別添:令和6年6月26日付け札幌市プレスリリース

参考:

「ダニ媒介脳炎について」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000133077.html

・「ダニ媒介感染症」(啓発ポスター、リーフレット)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164495.html

ダニ媒介脳炎患者(国内6例目)の発生について

6月24日、市内医療機関より、ダニ媒介脳炎患者発生の届出がありましたのでお知らせいたします。本件は、国内6例目(いずれも道内)の発生となります。

北海道内では毎年、ライム病、回帰熱を含めたマダニが媒介する感染症の発生報告があります。札幌市保健所では、引き続きホームページ(http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f1kansen/f33madani.html) 等を通して、ダニに咬まれないための対策や、咬まれた場合の対応について、市民の皆さまに呼び掛けていきます。報道機関の皆さまにおかれましても、周知へのご協力をよろしくお願いいたします。

1 本事例の概要

- (1) 患者の年齢等 市内在住、50 歳代、男性
- (2) 患者のダニ刺咬歴 有り
- (3) 患者の症状 発熱、麻痺、意識障害、痙攣、髄膜炎、脳炎、筋力低下
- (4) 経過
 - ・5月中旬 道央圏域で山菜採りを行い、ダニに脚部を咬まれた。
 - ・5月23日 発熱、四肢のしびれなどの症状を発症。
 - ・6月6日 ダニの刺咬歴・臨床症状などから医師がダニ媒介脳炎を疑い、医療 機関が札幌市保健所に連絡。北海道立衛生研究所で検査実施。
 - ・6月24日 検査の結果、陽性と判明。医療機関が札幌市保健所に発生届を提出。
- ※患者のプライバシーの保護のため、提供資料の範囲内での報道をお願いいたします。

2 ダニ媒介脳炎の発生状況

区分	1 例目	2 例目	3 例目	4 例目	5 例目	6 例目(本事例)
届出受理年月	平成5年	平成 28 年	平成 29 年	平成 29 年	平成 30 年	令和6年
		8月	7月	8月	5月	6月
届出受理	渡島	札幌市	市立函館	札幌市	旭川市	札幌市
保健所	保健所	保健所	保健所	保健所	保健所	保健所
左体 林即	30 歳代	40 歳代	70 歳代	70 歳代	40 歳代	50 歳代
年代・性別	女性	男性	女性	男性	女性	男性
感染推定地域	道南圏域	不明	道南圏域	道央圏域	道北圏域	道央圏域
その他	_	死亡	死亡	_	-	_

3 ダニ媒介感染症の概要、予防方法、咬まれた場合の対応について

別紙のとおり

<問い合わせ先>保健福祉局保健所感染症総合対策課

電話:622-5199、FAX:622-5168

ダニ媒介感染症について

1 北海道のマダニが媒介する感染症

マダニは、森林や草地など屋外に生息する比較的大型(成虫の体長 3~8mm 程度)のダニで、生息場所に近づいた動物や人に寄生し吸血します。ダニ媒介感染症の原因となる病原体を保有していることがあり、咬まれると感染することがあります。 北海道内では、ライム病、回帰熱、ダニ媒介脳炎の患者が確認されています。 なお、これらの感染症は、通常、人から人に感染することはありません。

病名	潜伏期間	主な症状				
ライム病	12~15 日程度	発熱、倦怠感、慢性遊走性紅斑 等				
回帰熱	7~10 日程度	発熱(39℃以上)、筋肉痛、関節痛、倦怠感 等				
ダニ媒介脳炎	7~14 日程度	発熱、筋肉痛、麻痺、意識障害、痙攣、髄膜炎、脳炎 等				

2 主なダニ媒介感染症の発生状況(届出数) ※R6 は第24週(6月16日)まで

(1) ライム病 (人)

′	2 1 /14							
	区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
	北海道	13	24	20	9	17	3	
	札幌市(再掲)	4	2	5	1	2	0	
	他都府県	4	3	3	5	11	3	

(2) 回帰熱 (人)

区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6
北海道	7	15	10	25	23	5
札幌市(再掲)	1	2	0	0	0	0
他都府県	0	0	0	0	0	0

3 予防方法

- マダニに咬まれないようにすることが最も重要です。
- ・草の茂ったマダニの生息する場所に入る場合には、長袖、長ズボン、足を完全に覆 う靴(サンダルのような肌を露出するようなものは避ける。)、帽子、手袋を着用し、 首にタオルを巻くなど、肌の露出を少なくすることが大切です。
- ・虫よけ(忌避剤)の併用も効果が期待されます。

4 マダニに咬まれた際の対応について

野外活動後は入浴し、マダニに咬まれていないか確認すること、マダニの咬着(咬みついたまま皮膚から離れない状態)が認められた場合は、無理に自分で引っ張ったりせずに、ただちに皮膚科などを受診し、マダニの頭部が残らないように除去してもらうことが重要です。

また、マダニに咬まれた後、数週間程度は体調の変化に注意し、発熱等の症状が認められた場合は内科などで診察を受けてください。